

印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書（昭和62年12月13日）の一部を次のように改正する。

第3条 工場のごみ焼却能力は、100t/24h、3基とし、焼却量は300t/24h、とする。

第4条 焼却対象ごみは、原則として印西市、白井町、栄町、印旛村及び本埜村の1市2町2村から収集されたものとする。

やむなく他地区から搬入せざるを得ないときは、あらかじめ委員会に報告し、協議するものとする。

第6条

別表1 排出ガス基準（煙突出口）

項 目	協 定 値
イオウ酸化物	50 ppm以下
ばいじん	0.03 g/Nm ³ 以下
窒素酸化物	120 ppm以下
塩化水素	80 ppm以下
ダイオキシン類	1 ng-TEQ/Nm ³ 以下

1. 協定値は排ガス中残存酸素濃度12%換算値で、かつ、乾ガス基準で時間平均値とする。

但し、ダイオキシン類についてはダイオキシン類標準測定分析マニュアルによる。

2. ダイオキシン類の協定値については平成14年12月1日からの値とする。

第8条

細 則

項 目		頻 度	測 定 方 法
排 ガ ス 分 析	硫 黄 酸 化 物	年6回（2ヶ月毎に一度）	J I S K 0 1 0 3
	ば い じ ん	年6回（2ヶ月毎に一度）	J I S Z 8 8 0 8
	塩 化 水 素	年6回（2ヶ月毎に一度）	J I S K 0 1 0 7
	窒 素 酸 化 物	年6回（2ヶ月毎に一度）	J I S K 0 1 0 4
	ダイオキシン類	年1回以上	ダイオキシン類標準測定分 析マニュアル
	重 金 属 類	年2回	J I S K 0 0 8 3 J I S K 0 0 9 6 J I S K 0 0 9 7 J I S K 0 2 2 1 J I S K 0 2 2 2
放 流 水 分 析		年1回	環告第59号 環告第64号 J I S K 0 1 0 2
悪 臭	悪 臭 物 質 分 析	年2回（2ポイント）	環告第9号（8項目）
	悪臭物質官能試験	年2回（2ポイント）	三点比較式臭袋法・千葉県
騒 音 測 定		年2回（2ポイント）	J I S Z 8 7 3 1
振 動 測 定		年2回（2ポイント）	J I S Z 8 7 3 5
ご み 質 分 析		年4回	環整第95号